

# 【資料4】

## III 国民健康保険税率の改定

### 1. 改定の理由

国民健康保険制度は、被保険者の年齢が高いため医療費水準が高く、一方で所得水準が低いといった構造的問題を抱えています。

こうした中、国は平成30年度から国民健康保険の財政基盤の安定化や負担の公平化、医療費の適正化を図るため国民健康保険事業を市町村と都道府県の共同運営とすることとしました。本制度により国保事業に要する費用に充てるため市町村は都道府県に国民健康保険税等を財源とする国保事業費納付金を納めます。また、都道府県は市町村の国保運営に必要な標準的な保険料率を通知し、市町村は標準的な保険料率を参考に世帯状況や所得状況を考慮して保険料率を定めることとなります。

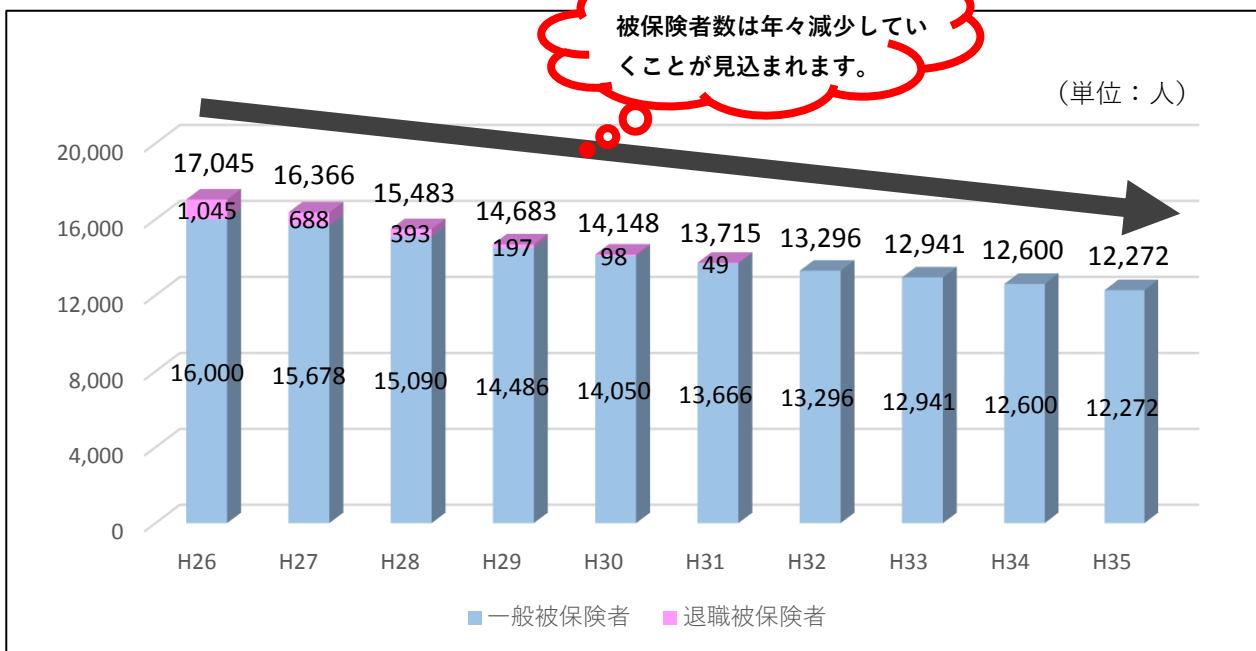
北海道は平成30年から始まる新たな制度の統一的な方針として「北海道国民健康保険運営方針」を策定しました。この中で、市町村が行う決算補てん等を目的とする法定外繰入金について解消する取り組みが必要であること等が明記されています。

本市の国民健康保険税は平成22年度以降国民健康保険税率の改定を行っておらず、医療費の増加や被保険者が減少する中、収支不足を補うため毎年一般会計からの法定外繰入に依存する厳しい運営を行っており市の財政を圧迫しています。

また、今回北海道が算定した本市の国保事業費納付金額は、現行の保険税率による保険税収納額では賄えないことが想定され、恒常的な赤字体質に加え多額の累積赤字を抱える本市にとって現行税率を維持しながら運営を続けることは非常に困難なため示された標準保険料率を参考に石狩市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

# 【資料 4-1】

## 1. 被保険者数の見込み

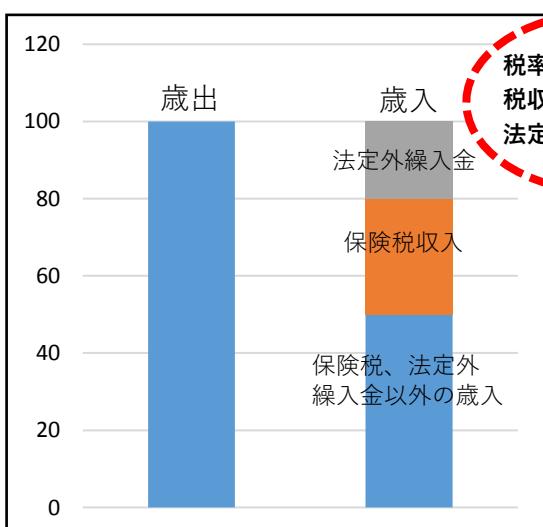


## 2. 保険税率改定による法定外繰入金の影響

被保険者数の減少により保険税収入は減少する反面、医療費等の支出は増加傾向にあるため、国民健康保険会計の収支環境はさらに厳しさを増していくことが予想されます。

現行税率を維持した場合、毎年法定外繰入金に依存しなければならず「北海道国民健康保険」が目指す国保会計の収支均衡を図ることが困難となるため、税率の引き上げにより法定外繰入金の解消を進めます。

【現行税率を維持した場合の歳入イメージ】



【税率を改定した場合の歳入イメージ】

